

「完了検査申請書」を 提出しましょう。

工事が完了したら「完了検査申請書」を提出しなければなりません。

提出義務があるのは、建築主であるあなたです。

完了検査を受けて合格すると、検査済証が交付されます。

なお、検査を受けないで使用すると、処分を受けることがあります。



●提出先は、**建築主事**又は**指定確認検査機関**です。

●完了検査申請書の提出の際には、**手数料**を添えて下さい。

●その他留意事項

○工事監理を委託したとき

建築士事務所の開設者から、工事監理の方法等を説明する**文書**を必ず受け取って下さい
(建築士法により建築主に交付することが義務づけられています)。

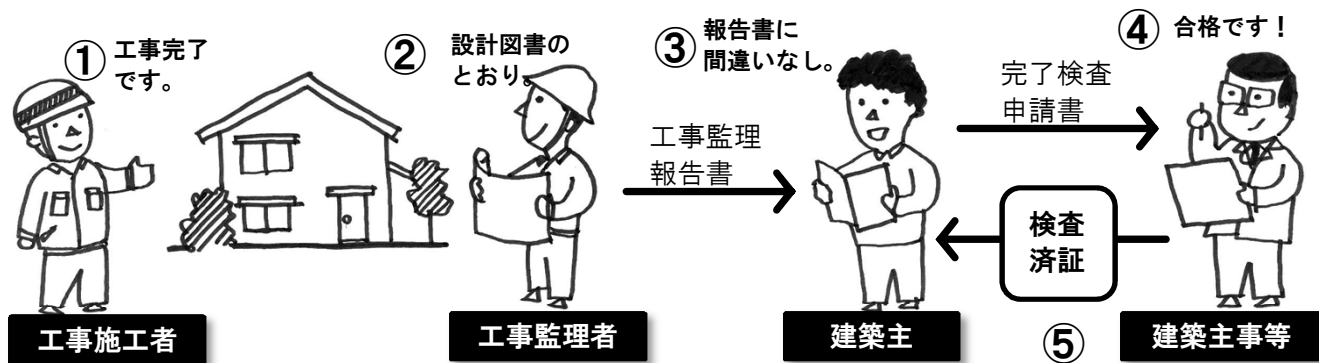
○工事監理者・工事施工者の届出について

工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、**工事着手前**までに届け出て下さい。また、
変更の際にも届出が必要ですので、よろしくお願いします。

工事が完了したらどうすればよいのですか？

Q 工事完了から検査までどのような手続きとなりますか？

A 図で示すと、次のとおりです。



Q 建築主はどのような法的義務を負わされていますか？

A 工事が完了したら4日以内に、建築主事又は指定確認検査機関に「完了検査申請書」を提出し、検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

Q なぜ、検査済証の交付を受けないとしないのですか？

A 「検査済証」は、完成した建築物と敷地が建築基準法に適合していることの証となります。この「検査済証」は、増築時などに大変重要な書類となりますので、必ず完了検査を受けるとともに、大切に保管して下さい（検査済証がないと、将来、建築物の増築や用途変更が難しくなる可能性があります）。

Q 守らないと罰則が科せられるのですか？

A 建築基準法に罰則規定が設けられています。「完了検査申請書」を提出しない場合や、検査済証を受けないで建築物を使用すると、違反建築物となる場合があります、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が建築主に科せられることがあります。

沖縄県建築行政連絡会議

沖縄県 建築指導課

TEL 098-866-2413

南部土木事務所 建築班

TEL 098-866-1762

那覇市 建築指導課

TEL 098-951-3244

沖縄市 建築・公園課

TEL 098-939-1212

(一財)沖縄県建設技術センター

TEL 098-893-5611

北部土木事務所 建築班

TEL 0980-53-2010

宮古土木事務所 建築班

TEL 0980-72-1437

浦添市 建築指導課

TEL 098-876-1234

うるま市 建築指導課

TEL 098-923-7601

沖縄県建築確認検査センター(株)

TEL 098-835-4700

中部土木事務所 建築班

TEL 098-894-6513

八重山土木事務所 建築班

TEL 0980-82-3077

宜野湾市 建築課

TEL 098-893-4411